

7月定期総会 会議録

会議の開催日時 令和6年7月10日(月) 13時00分 ～ 14時00分

会議の開催場所 彦根市役所 5階 彦根市役所第1委員会室

会議の内容
議第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
議第33号 農地法第4条第1項の規定による許可申請
議第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
議第35号 彦根市農用地利用集積計画(案)
議第36号 彦根市農用地利用集積等促進計画(案)

出席農業委員は下記のとおり

1 大西 太郎	11 澤田 勘一(副会長)
2 辻 宏(Bブロック長)	12 中川 嘉和
3 田中 金二(会長)	13 辻野 久和(Aブロック長)
4 高田 克己	14 田附 隆司
5 吉岡 巳津夫	15 林 敏
6 北村 文尾	16 濱村 功
7 伴 孝子(副会長)	17 疋田 菜穂子
8 北川 悟	18 西川 末美
9 小林 爲夫	19 月田 晴男
10 松宮 秀治(Cブロック長)	

地区担当委員として出席した農地利用最適化推進委員は下記のとおり。

8 北川 好一 11 西澤 育男 15 瀧 仁司

欠席した農地利用最適化推進委員は下記のとおり。

6 堤 正雄 9 西田 忠彦

会議に出席した事務局員は下記のとおり。

局長 林 達也 次長 大村 敏男 係長 竹中 基史
副主査 八木 貴大

議案の説明のために出席した農林水産課の職員は下記のとおり。

主任 鋒山 弘樹

当日の記録係

副主査 八木 貴大

○ 議長（田中 金二）

定刻となりましたので、7月定期総会を開会いたします。本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

（ 会長挨拶 ）

なお、本日の議案にかかる立会報告および案件説明のため、推進委員の

8 北川 好一 11 西澤 育男 15 瀧 仁司

に出席いただいておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、私から指名させていただきます。14番 田附 隆司 委員、17番 疋田 菜穂子 委員をお願いいたします。

それでは、会長経過報告をさせていただきます。

（ 会長経過報告 ）

それでは、今月の許可申請に係る現地調査を、7月3日に実施しておりますので、立会報告をお願いいたします。

○ 西川 末美 委員

（ 現地調査立会報告 ）

○ 議長（田中 金二）

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。事務局から議題の朗読をお願いします。

○ 事務局（大村 次長）

議第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請

議第33号 農地法第4条第1項の規定による許可申請

議第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

議第35号 彦根市農用地利用集積計画（案）

議第36号 彦根市農用地利用集積等促進計画（案）

でございます。

○ 議長（田中 金二）

【3条申請審議】

それでは、議第32号農地法第3条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。
事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（大村 次長）

所有権の移転の1番案件の申請地は、農業振興地域内の農用地、青地の農地です。

農地の場所は、本庄町集落の北側で、稲枝ふたば保育園の北方、約350mに位置します。

譲渡人の●●さんは、高齢になり相続人もいないことから、既に申請地の耕作をされている●●さんに売買する話しがまとまったものです。

譲受人の●●さんは、本庄地区の農地利用最適化推進委員で、40年程の農作業歴があり、大型農機具も所有されています。既に申請地の耕作をされており、常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、田口 友朗 推進委員におかれましては、ご自身が申請者でありますことから、田附 隆司 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 田附 隆司 委員

特にありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、2番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（大村 次長）

申請地は、農業振興地域内の農用地、青地の農地です。

農地の場所は、国道8号線と中山道の間で、国道8号線「南川瀬町」の信号のある交差点から東へ500m、中山道沿い近江ボード・古川ファンドリーから西へ300mに位置します。

譲渡人の●●さんは、将来的に申請地を自ら耕作する考えもないことから、既に申請地の耕作をされている●●さんに売買する話がまとまったものです。

譲受人の●●さんは、60年程の農作業歴があり、大型農機具も所有されています。既に申請地の耕作をされており、常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、澤田 勘一 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 澤田 勘一 委員

事務局の説明のとおり問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

【4条申請審議】

続きまして、

議第33号 農地法第4条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

転用目的は住宅用地です。

申請人は自身の財産整理を進めていたところ、亡父が建築した離れについて農地法の手続きができていないことが判明したため申請されました。

申請地は三津町集落内にある特別養護老人ホームの敷地から東へ100m程度のところにある、農振白地の農地です。

まず、立地基準に照らして判断しますと、申請地は集落内で、周囲に住宅、公共関連施設が連たんしていることから、農地区分としましては第3種農地であると判断できます。第3種農地は立地基準上、転用が可能です。

この住宅は昭和46年築です。聞くところによると、当時申請人が仕事の都合で大阪から彦根に

夫婦で帰ってきたときに住めるよう、亡父が建築したものとのことです。

土地利用計画図については準備していただいたのですが、写真の方がわかりやすいので、このまま一般基準の説明をさせていただきます。利用計画としましては、現況のまま、引き続き住宅用地として使用されます。周辺農地への被害防除措置等につきましてですが、隣接農地はなく、水路沿いにはコンクリート擁壁が入っており、土砂が流入しないよう施工されています。

土地改良区さんの受益地外であるほか、その他必要な書類の添付も整っております。また顛末書の添付をいただいております、今後農地法を遵守する旨誓約をいただいております。これらのことから一般基準についても問題がないものと思われま。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、瀧 仁司 推進委員、辻野 久和 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 瀧 仁司 推進委員

特に問題ありません。

○ 辻野 久和 委員

事務局の説明のとおり問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

【5条申請審議】

続きまして、

議第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。1番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

転用目的は公園で、売買による所有権の移転を伴います。

譲受人の●●さんは金沢町内に事業所がありますが、事業拡大により、●●に隣接する彦根市

の公園を利用したいと考えていたところ、当該公園は金沢町の集落から離れているため公園を集落近傍に移設して欲しいという金沢町の希望がありました。そこで、●●さんが地域貢献の一環として新たな公園を整備し、その後、市と公園の土地を交換する話がまとまったため、申請されました。

申請地は、金沢町集落の東側、八丁目南北通りの金沢町東交差点から北に 50m 程度のあたりにある農振白地の農地です。まず、立地基準に照らして判断しますと、住宅等が連たんする集落に隣接していることから、農地区分としましては第 3 種農地であると判断できます。第 3 種農地は立地基準上転用が可能です。

申請地は現在、農地中間管理機構を通じた賃貸借権が設定され耕作されています。このため、許可申請は今回 7 月総会に提出されましたが、着工予定は稲刈り後となります。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、土地全体を公園用地として造成、整備します。

周辺農地への被害防除措置等につきまして、公園全体を L 字擁壁とメッシュフェンスで囲われ、土砂等の流出を抑えます。雨水排水は道路側溝への放流となる他、建築物もありませんので日照・通風も特に問題ないものと思われます。隣接農地の方に対しての事業説明も済まれています。

申請目的実現の確実性につきましては、見積書と会社の直近の財務関係書類の添付をいたしており、金銭面での問題がないことを確認しております。金沢町自治会、●●、彦根市で協定書の締結準備中であり、完成後の交換についても目処がついております。

土地改良区の手続きも済まれているほか、各種必要な書類の添付もいただいています。このため一般基準についても問題無いものと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、西澤 育男 推進委員、大西 太郎 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 西澤 育男 推進委員

公園の移転については、公園がより集落に近づくことになり集落としても歓迎している。

○ 大西 太郎 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、2番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

転用目的は工事用資材置場で、一時転用による貸借権の設定となります。転用期間は令和7年3月31日。来年3月末までの約8か月間です。

本件は今年4月および前回7月に一時転用許可申請があったうち、4月で許可となった資材置場を拡大するものです。滋賀県が行う下水管埋設の公共事業に関連する案件です。現在工事が進行していますが、今現在借りている部分だけでは手狭となってきたため、追加で隣地を一時転用したいとして申請となりました。一般的に国や地方公共団体が転用の実施主体となる場合は原則許可不要となりますが、今回のように工事を請け負った業者自身で工事用資材置場等を探さないといけない場合は、転用主体が請負業者となるため、転用許可が必要です。

申請地は、県道新海上稲葉線沿い、若宮八幡神社のある交差点から北へ100mちょっと入ったところ。こちらは集落の外れ、青地との境界付近にあたり、農振地域内の白地です。立地基準上は第2種農地にあたります。

第2種農地は代替性がなければ原則転用できませんが、この土地は保全管理されている農地であり、かつ現在使用している資材置場の拡張ということになりますので、周辺営農に与える影響が非常に小さいことから代替性はないため、転用可能と判断できます。

利用計画としましては、土地全体を工事用資材置場として利用します。

周辺農地への被害防除措置等につきまして、道路、雑種地、墓地に囲まれており、特に問題はありません。

申請目的実現の確実性につきましては、現場で必要な施行は自身で実施されるため特に問題ありません。

また、滋賀県との建設工事請負契約書の写しをご提出いただいております、契約がきちんとなされており、かつ一時転用の期間の妥当性を確認しております。

その他、土地改良区の意見書の添付があるほか、各種必要な書類の添付もいただいていることから、一般基準については問題無いものと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、田附 隆司 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 田附 隆司 委員

公共事業に関連する一時転用であることから事業も計画通り実施される。問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、3番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

転用目的は自己用戸建住宅の建築で、使用貸借権の設定が目的です。

貸人と借人の関係は義理の親子、住宅を建築する●●さんから見れば、妻の父親名義の土地に家を建てるということになります。●●さんは現在大津市の集合住宅にお住まいですが、将来的なことを考え妻の実家近くに住宅を構えたいとして、今回の申請に至りました。

申請地は、県道 206 号と荒神山通りの交差点にあたる、堀町交差点から東へ 5、60m 程度入ったところにある、農振白地の農地です。住宅等が連たんする集落に位置するため、立地基準上は第 3 種農地にあたります。第 3 種農地は原則転用が可能です。

航空写真では農小屋等も見受けられましたが、現在はすべて撤去され、土地全体が耕起されている状態です。

では、一般基準に照らして説明をさせていただきます。

利用計画としましては、土地全体を戸建住宅用地として利用されます。周辺農地への被害防除措置等につきまして、道路、宅地、水路に囲まれており、隣接農地は無く、特に問題はありません。

申請目的実現の確実性につきましては、見積書と住宅ローンの仮審査結果を添付いただいております、金銭面での問題はありません。

その他、土地改良区の意見書の添付があるほか、各種必要な書類の添付もいただいていることから、一般基準については問題無いものと思われます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、北川 好一 推進委員、小林 爲夫 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 北川 好一 推進委員

特に問題ありません。

○ 小林 爲夫 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

推進委員も含めた審議案件は以上となります。推進委員の皆さんはご退席いただけますし、またご都合が許す方については引き続き定期総会にご参加ください。

———— 推進委員退室 ————

———— 農林水産課職員入室 ————

続きまして、議第３５号 彦根市農用地利用集積計画（案）を議題として取り上げます。農林水産課から説明をお願いします。

○ 農林水産課（鋒山 主任）

（ 彦根市農用地利用集積計画（案）を読み上げ ）

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

ただいまの彦根市農用地利用集積計画（案）は異議なく承認するというので、市長に報告いたしますので、ご了承願います。

続きまして、議第３６号 彦根市農用地利用集積等促進計画（案）を議題として取り上げます。農林水産課から説明をお願いします。

○ 農林水産課（鋒山 主任）

（ 彦根市農用地利用集積等促進計画（案）を読み上げ ）

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

ただいまの彦根市農用地利用集積等促進計画（案）は、原案のとおり市長に報告いたしますので、ご了承願います。

農林水産課の職員さんは退席いただいて結構です。ご苦労さまでした。

－ 農林水産課職員退室 －

続きまして、報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

報告第2 1号 農地賃貸借の解約通知報告 今月は28件です。

報告第2 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告 今月は13件、

報告第2 3号 農地使用変更届出報告 今月は1件、

報告第2 4号 農業者の資格証明書交付状況報告 今月は1件です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。

ご質問も無いようですので、報告事項については終わります。

続きまして、局長専決報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（八木 副主査）

局専報告第1 1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出報告
件数は2件 面積は772㎡です。

局専報告第1 2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出報告
件数は1件 面積は512㎡です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。質問がなければ、それでは、慎重に審

議いただきありがとうございました。これをもちまして、7月定期総会を閉会させていただきます。ご苦労さまでした。